

財政健全化計画の進捗状況

武蔵野市 健康福祉部 保険年金課

令和6年度の主な取り組み

○国民健康保険税 税率等の改正 【令和6年4月1日施行】

- ▶所得割率 0.52% 引上げ（基礎分+0.52%、後期分及び介護の改定なし）
- ▶均等割額 5,000円 引上げ（基礎分+3,600円、後期分+700円、介護分+700円）
- ▶賦課限度額 20,000円 引上げ（後期高齢者支援分+20,000円）

○国民健康保険税低所得者均等割軽減の拡充 【令和6年4月1日施行】

- ▶所得基準の拡充（5割軽減：+5,000円× α 2割軽減：+10,000円× α ） α …世帯内の被保険者等の数

○国民健康保険税の職権による減免の適用 【令和6年7月4日施行】

- ▶大規模災害時の保険税の減免について、申請によらず職権による適用を可能とする規定を追記。

令和7年度の主な取り組み

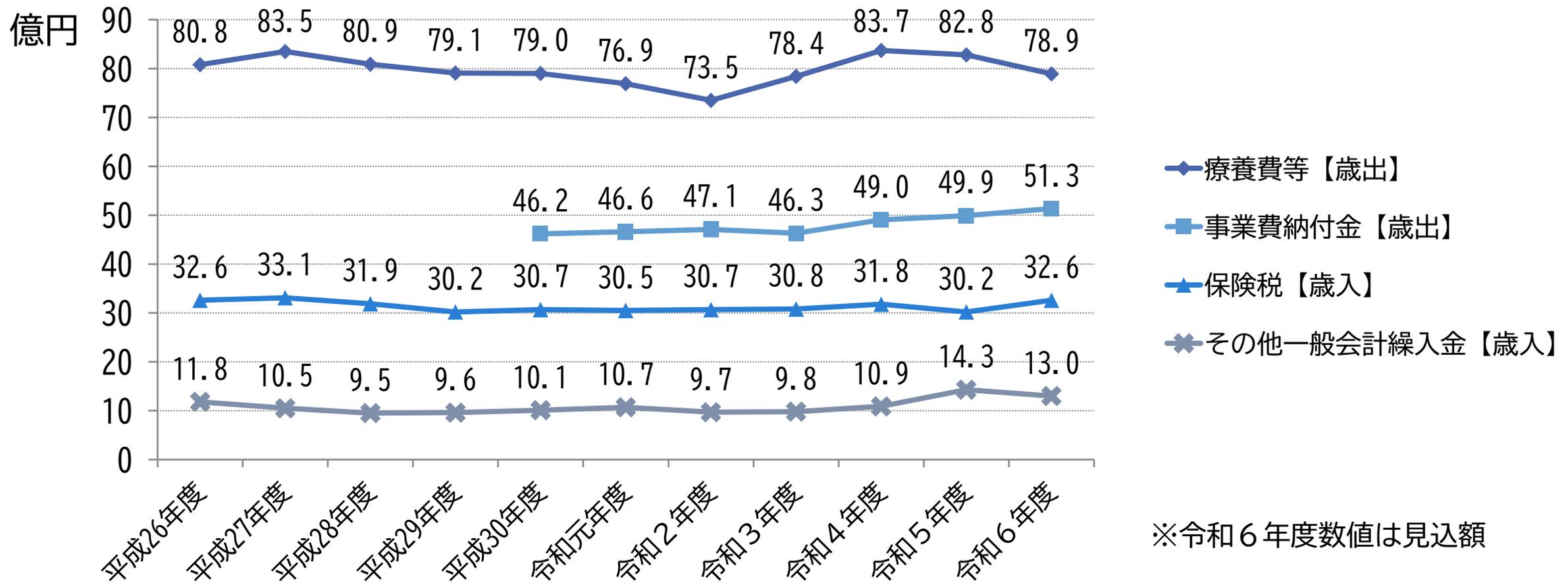
○国民健康保険税 賦課限度額の改正 【令和7年4月1日施行】

▶賦課限度額 20,000円 引上げ（後期高齢者支援分+20,000円）

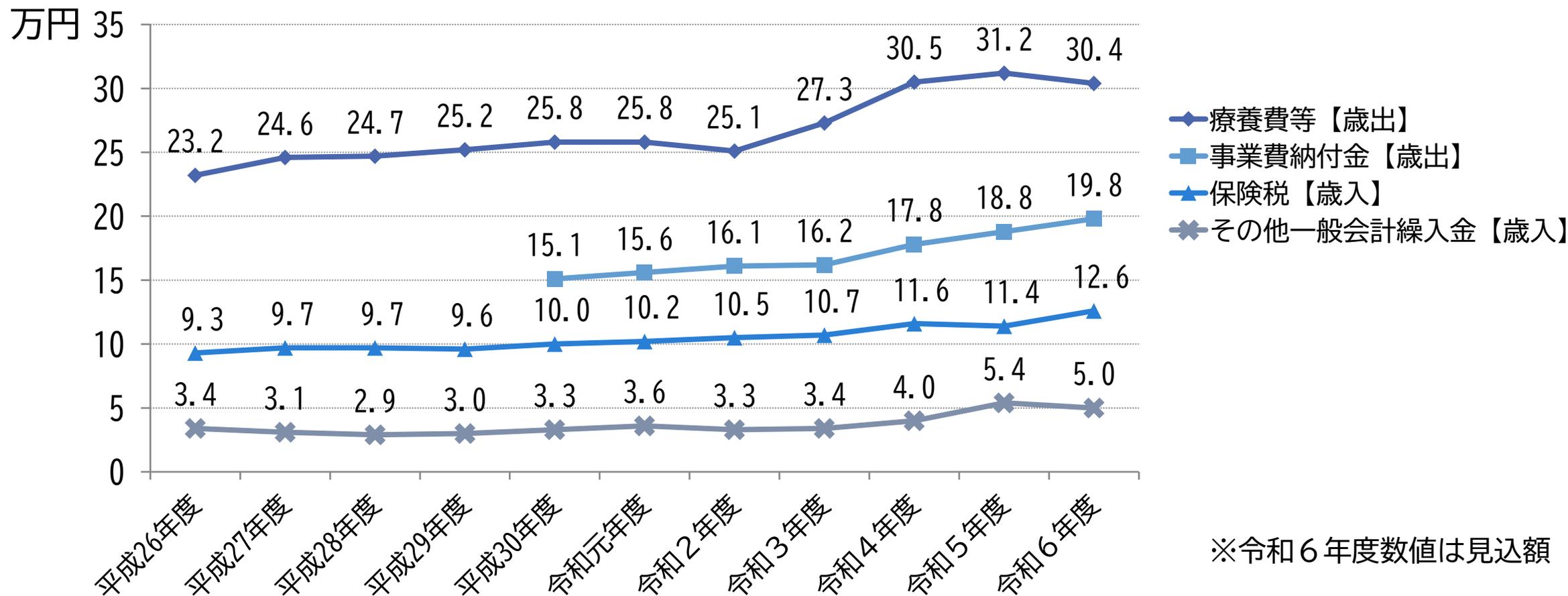
○国民健康保険税 低所得者均等割軽減の拡充 【令和7年4月1日施行】

▶所得基準の拡充（5割軽減：+10,000円× α 2割軽減：+15,000円× α ） α …世帯内の被保険者等の数

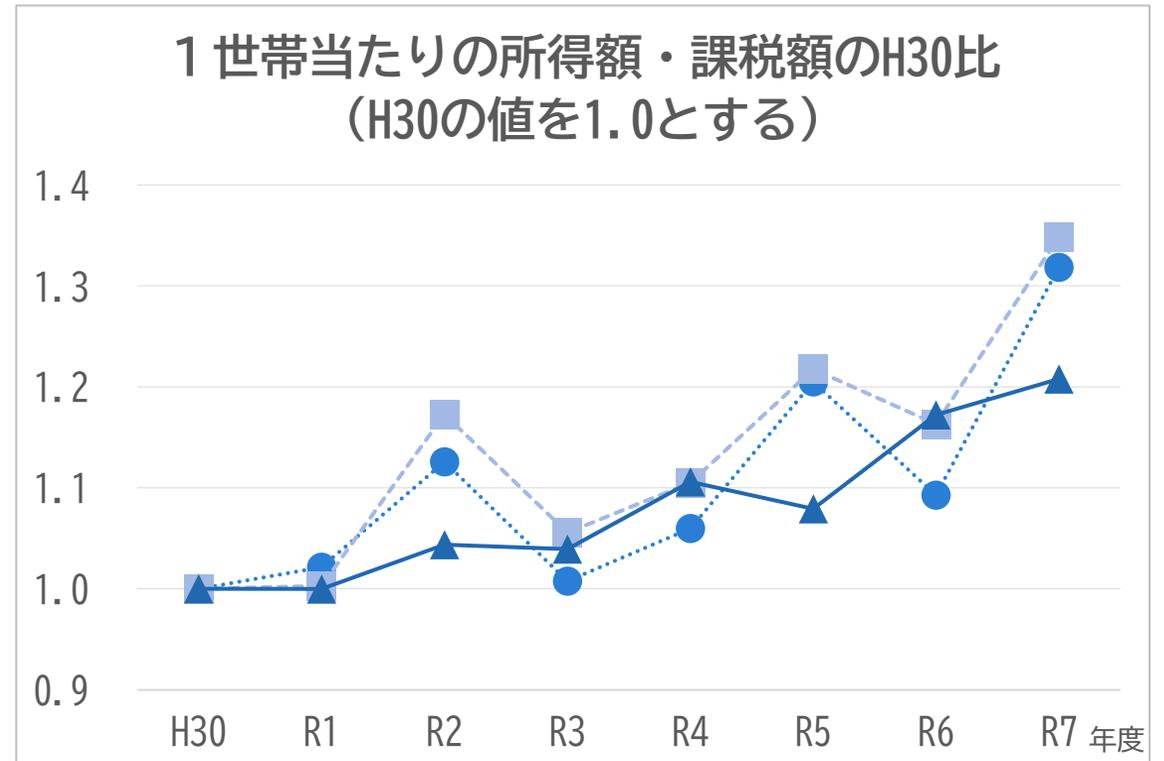
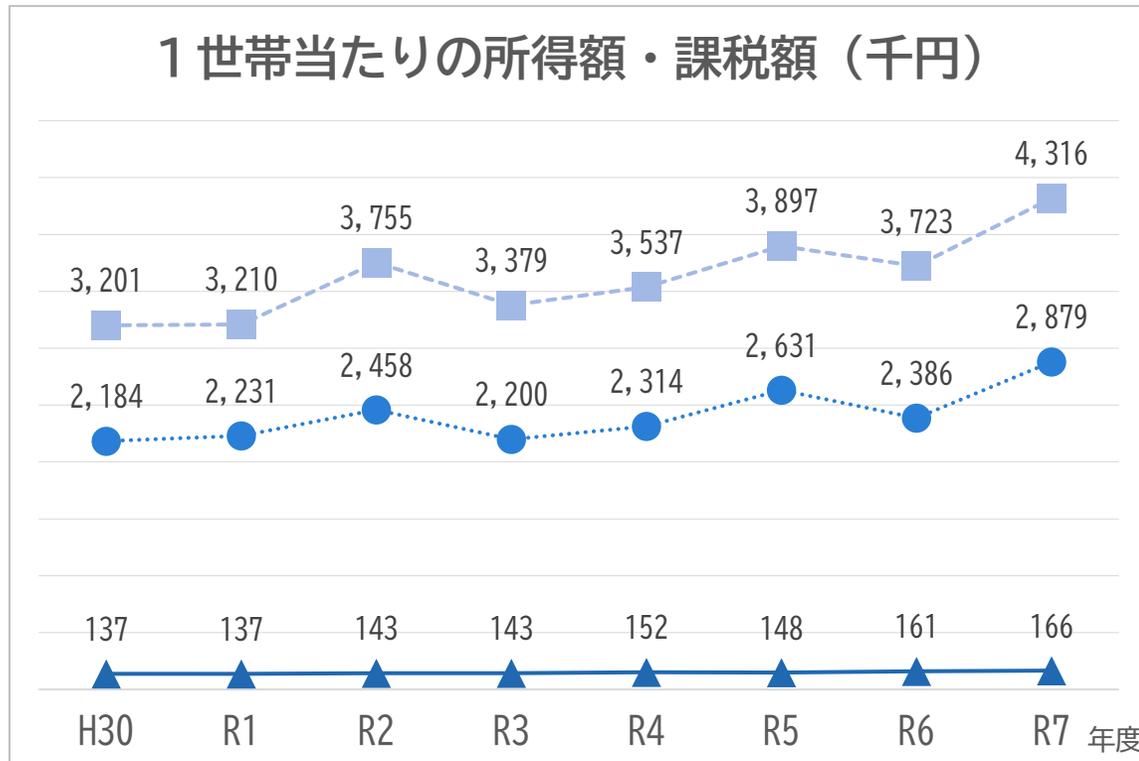
国民健康保険事業会計の推移① (決算額)



国民健康保険事業会計の推移②（1人当たり決算額）



市の国保世帯の所得額・課税額の推移



■ 軽減判定所得…擬制世帯主・旧被保険者を含む所得（非自発的軽減反映後）

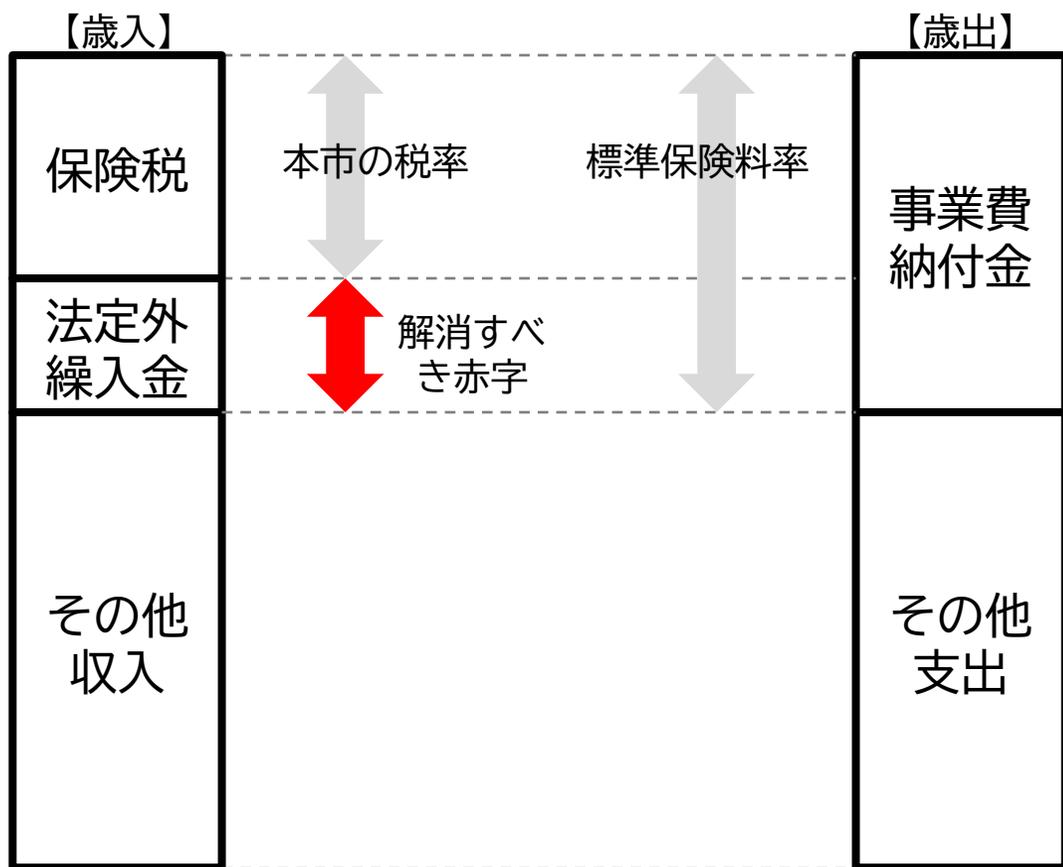
● 総所得額…被保険者のみの所得

▲ 国民健康保険税課税額

※ ■ ● は、いずれも給与所得控除・年金所得控除は控除後、基礎控除前の金額

（当初課税時点）

財政健全化計画における年度目標と実績①



歳出の事業費納付金に対して歳入の保険税が不足しているため、一般会計からの法定外繰入によって補填している（いわゆる「赤字」）。

事業費納付金が増加傾向にあり、本市においては税率を改定しているにもかかわらず赤字は拡大している。

事業費納付金をすべて保険税で賄うのに必要な税率は「標準保険料率」として毎年都から示されている。

そのため、第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和6年度改定版）において、市の保険税率を標準保険料率に段階的に近づけていくことによって、赤字の計画的・段階的な削減・解消を目指すこととした。

※都運営方針では、法定外繰入金のうち保健事業に要する経費等を除いた「決算補填等を目的とするもの」が解消・削減すべき赤字額として定義されているが、この図では簡略化しています。

財政健全化計画における年度目標と実績②

武蔵野市の事業費納付金額と標準保険料率

令和6年度

	都からの通知日 (提示日)		医療分		後期高齢者支援金等分		介護納付分		合計	
			所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
仮係数	令和5年11月17日	税率等	8.34	50,291	2.95	17,318	2.35	17,075	13.64	84,684
		事業費納付金額	3,545,597,133円		1,194,392,432円		436,750,807円		5,176,740,372円	
確定係数	令和6年1月17日	税率等	8.22	49,574	2.94	17,272	2.40	17,397	13.56	84,243
		事業費納付金額	3,498,887,195円		1,191,458,313円		444,291,396円		5,134,636,904円	

令和7年度

	都からの通知日 (提示日)		医療分		後期高齢者支援金等分		介護納付分		合計	
			所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
仮係数	令和6年11月18日	税率等	7.75	47,439	2.90	17,452	2.46	17,872	13.11	82,763
		事業費納付金額	3,379,727,500円		1,224,652,086円		455,448,665円		5,059,828,251円	
確定係数	令和7年1月17日	税率等	7.68	46,966	2.92	17,583	2.37	17,273	12.97	81,822
		事業費納付金額	3,358,061,490円		1,236,273,900円		442,595,960円		5,036,931,350円	

標準保険料率とは、事業費納付金を全て保険税（料）で賄うために必要と考えられる保険料率。都が市区町村ごとに統一の基準により算定し、前年度の1月に市区町村へ事業費納付金とともに提示している。事業費納付金が毎年変動するため、標準保険料率も変動する。

財政健全化計画における年度目標と実績③

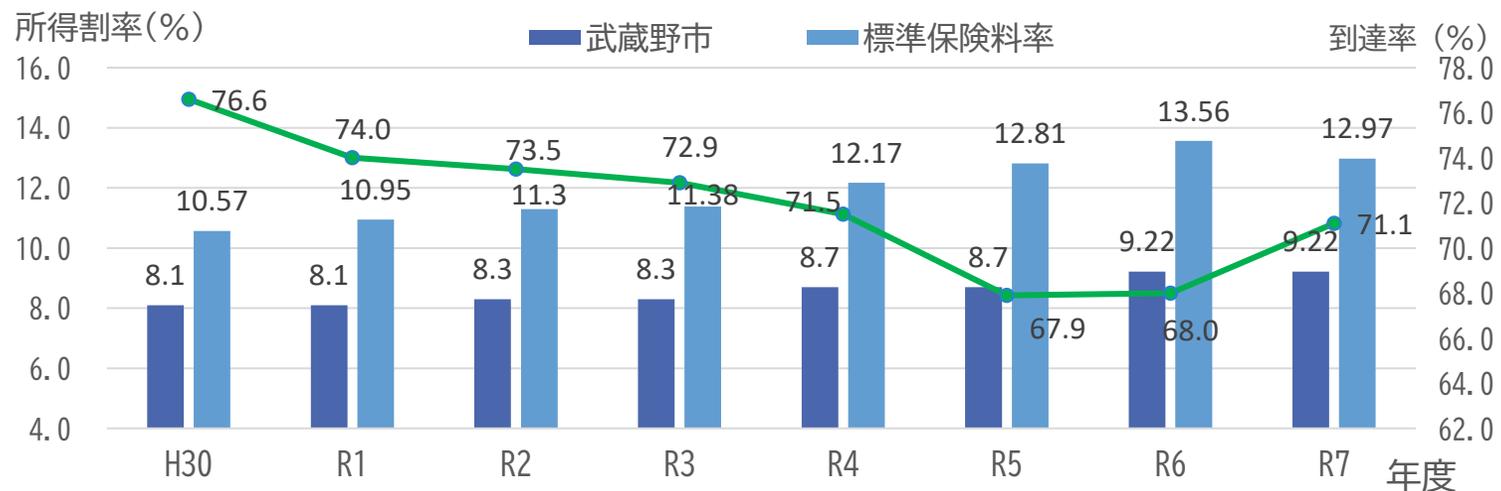
令和6年度財政健全化計画進捗状況 及び 令和7年度以降の到達率目標

		① 令和6年度 武蔵野市税率	② 令和6年度 標準保険料率	③ 令和6年度 到達率 実績=①/②	④ 到達率目標			
					令和7年度	令和8年度	～	令和17年度
所得割率	医療分	5.62%	8.22%	68.4%	71.2%	74.1%		100.0%
	支援分	1.95%	2.94%	66.3%	69.4%	72.4%		100.0%
	介護分	1.65%	2.40%	68.8%	71.6%	74.4%		100.0%
	合計	9.22%	13.56%	68.0%	70.9%	73.8%		100.0%
均等割額	医療分	31,000円	49,574円	62.5%	65.9%	69.3%		100.0%
	支援分	11,300円	17,272円	65.4%	68.6%	71.7%		100.0%
	介護分	13,600円	17,397円	78.2%	80.2%	82.1%		100.0%
	合計	55,900円	84,243円	66.4%	69.4%	72.5%		100.0%

財政健全化計画における指標は…

標準保険料率到達率 = 市国保税率 / 標準保険料率 (%)

財政健全化計画における年度目標と実績④



赤字繰入の推移

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6 (決算見込)
赤字繰入額 (円)		1,206,337,427	1,241,173,761	1,064,676,777	1,013,490,932	1,066,472,338	1,424,595,540	1,288,140,163
赤字繰入額 前年度比 (円)		—	34,836,334	▲176,496,984	▲51,185,845	52,981,406	358,122,202	▲136,455,377
年度平均 被保険者数		30,610人	29,826人	29,330人	28,681人	27,476人	26,535人	25,936人
赤字繰入額 1人当たり	繰入額 (円)	39,410	41,614	36,300	35,337	38,815	53,687	49,666
	前年度比 (円)	—	2,204	▲5,314	▲963	3,478	14,872	▲4,021

※赤字繰入額：決算補填等を目的とする一般会計からの繰入額

※令和6年度数値は決算見込額

※1人当たり赤字繰入額は、赤字繰入額を当該年度の年度平均被保険者数で割った額

赤字繰入の主な増減要因

○増要因

▶歳出 事業費納付金の増	令和5年度	49億9,224万円	
	令和6年度	51億3,464万円	(前年度比 約1億4,240万円の増)

○減要因

▶歳入 保険税収入の増	令和5年度	30億1,566万円	
	令和6年度	32億5,607万円	(前年度比 約2億3,501万円の増)

26市の財政健全化取組状況の比較①

【被保険者1人当たり法定外一般会計繰入金額 26市比較】

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6 (決算見込)	令和7 (予算)
武蔵野市 順位	18位	21位	18位	18位	20位	21位	21位	25位
武蔵野市 繰入額	35,431円	38,147円	34,928円	36,128円	41,502円	56,077円	52,378円	56,060円
26市平均 繰入額	30,900円	30,236円	28,643円	28,848円	34,020円	42,303円	40,755円	35,969円

※順位は、26市中の被保険者1人当たり額（円）の少ない順

※東京都保健医療局ホームページ「国民健康保険事業状況（第5表）」から算出。

※法定外一般会計繰入金（その他一般会計繰入金、特定健康診査等繰入金）とは、特別会計で運営する国民健康保険事業において、法令で定められた繰入とは別に、市町村の政策的な判断等（被保険者の負担軽減及び保険料（税）の未収額補填等のため）によって行われる法令に定めのない一般会計からの繰入金。本市では、その他一般会計繰入金と特定健診・保健指導分繰入金を指す。

26市の財政健全化取組状況の比較②

【令和7年度 都内市区平均の税率等の比較】

	基礎課税分		後期高齢者 支援金等課税分		介護納付金課税分 (40歳～64歳の方のみ)		合計 (介護含む)	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
武蔵野市	5.62%	31,000円	1.95%	11,300円	1.65%	13,600円	9.22%	55,900円
26市平均	6.13%	31,805円	2.13%	11,805円	1.94%	13,986円	10.19%	57,596円
23区平均	7.76%	47,361円	2.71%	16,800円	2.22%	16,652円	12.69%	80,813円
市区平均	6.89%	39,107円	2.40%	14,150円	2.07%	15,238円	11.37%	68,494円
武蔵野市と 26市平均との差	-0.51pp	-805円	-0.18pp	-505円	-0.29pp	-386円	-0.97pp	-1,696円

26市の財政健全化取組状況の比較③

【26市の赤字削減目標年次（令和7年3月時点）】

令和5年度	東大和市	令和15年度	国分寺市
令和6年度	八王子市	令和16年度	羽村市、小平市
令和7年度	東久留米市	令和17年度	武蔵野市 、日野市
令和8年度		令和18年度	多摩市
令和9年度		令和19年度	三鷹市
令和10年度	青梅市、東村山市	令和20年度	昭島市、国立市
令和11年度	あきる野市	令和21年度	立川市、西東京市
令和12年度	稲城市、武蔵村山市、清瀬市	令和22年度	小金井市
令和13年度		令和23年度	調布市
令和14年度	町田市、福生市、狛江市	令和24年度	府中市

(東京都保健医療局ホームページ)

令和8年度に向けて

○国民健康保険税の税率改定

- ▶基礎（医療）分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の所得割率及び均等割額の改定
- ▶子ども・子育て支援金の創設

○国民健康保険税の賦課限度額の改定

- ▶地方税法施行令の改正（令和7年4月1日施行）

	法定賦課限度額		令和7年度 武蔵野市
	令和7年度	令和6年度	
基礎（医療）分	<u>66万円（+1万円）</u>	<u>65万円</u>	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金等分	<u>26万円（+2万円）</u>	<u>24万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円	17万円
合計	<u>109万円（+3万円）</u>	<u>106万円</u>	<u>106万円</u>

子ども・子育て支援金①

1) こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出するもの。

2) 子ども子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度に創設し、令和10年度までに段階的に導入される。

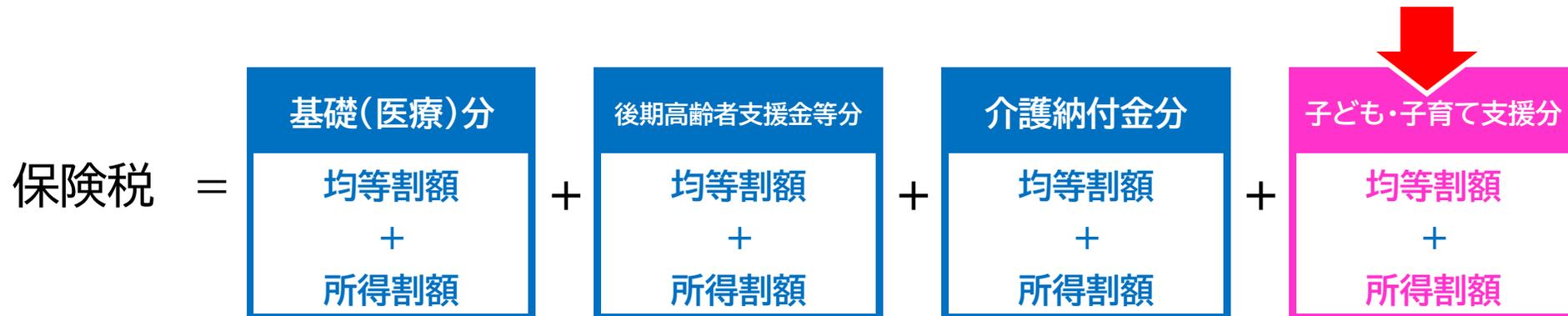
3) 政府は支援納付金対象費用※に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収することとし、医療保険者は支援納付金を納付する義務を負うことが定められた。

※支援納付金の対象費用：妊婦支援給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除、こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）、児童手当等

子ども・子育て支援金②

- 4) 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、
医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、医療保険者が設定する。
被用者保険は実務上、国が一律に示す。
- 5) 個々人の支援金額は、
加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なる。

既存の保険税同様に、医療保険者が所得割率、均等割額及び賦課限度額を設定する



子ども・子育て支援金③

6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、
現行の医療保険制度に準じて

低所得者に対する均等割額の軽減措置（2、5、7割軽減）を行う。

・公費負担（国1／2、都1／4、市1／4一般会計からの繰入）

7) 国民健康保険における支援金は、
本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、
18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの

子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減措置を講じる。

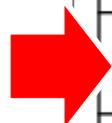
・5割は公費負担（国1／2、都1／4、市1／4一般会計からの繰入）

・残り5割は対象となる子ども以外の国保被保険者の支援金で支える。

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔(参考) 被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔(参考) 被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔(参考) 被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考) 一世帯当たり 350円〕	300円 〔(参考) 一世帯当たり 450円〕	400円 〔(参考) 一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔(参考) 一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%



（令和6年3月29日 こども家庭庁）

1人あたり平均年額に換算

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国民健康保険税	3,000円	3,600円	4,800円
後期高齢者医療制度	2,400円	3,000円	4,200円